

総行住第38号  
令和3年3月19日

各都道府県社会保障・税番号制度担当部長  
各指定都市社会保障・税番号制度担当部長 殿

総務省自治行政局住民制度課長  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえたマイナンバーカードの  
交付の扱いについて（通知）

平素よりマイナンバー（社会保障・税番号）制度の推進及びマイナンバーカードの普及の促進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえたマイナンバーカードの交付の扱いについては、別添「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえたマイナンバーカードの保管期間の延長等について（通知）」（令和2年3月11日付け総行住第33号通知）で示しているところですが、昨今の新型コロナウイルスの感染状況、3月下旬からマイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始されること、交付円滑化の観点等を踏まえ、改めて下記により取り扱うことが適当と考えられますので通知します。

貴職におかれましては、この旨を承知の上、域内の指定都市を除く市区町村に周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 交付通知書に記載する受取期限については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況及び地域の実情に加え、直近のマイナンバーカードの申請数の増加及び交付窓口や人員の増強といった交付体制の強化を踏まえ、適切に設定されたいこと。
- 2 交付通知書を送付後、一定期間経過しても申請者がマイナンバーカードを受け取りに来ない場合に送付することとしている交付通知書（督促）については、これまで、当面、送付を差し控えることとしていたが、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に規定する「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」をいう。）の対象となっていない又は解除がなされた都道府県においては、窓口における新型コロナウイルス感染症の感染対策に十分留意した上で、交付通知書（督促）の送付を再開すること。

- 3 交付通知書（督促）を送付したマイナンバーカードについては、当該送付の日から90日を経過しても申請者がカードを受け取りに来ない場合における交付取りやめ処理及び廃棄処理について、引き続き当面これを行わず、保管を継続されたいこと。